

小城市公告（農林）第2号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年3月15日

小城市長 江里口 秀次

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

大字	森林面積	森林所有者件数	筆数	備考
松尾 畑田 岩蔵	20.42ha	54名	164筆	整理番号 05-1～05-59内

2 縦覧場所

小城市役所 農林水産課

※小城市ホームページにて閲覧できます。

（リンク先：<https://www.city.ogi.lg.jp/main/38439.html>）

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が小城市に認定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。